

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定による石川県公安委員会が認める交通誘導警備業務

石川県公安委員会告示第139号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、道路又は交通の状況により、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成28年4月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定による石川県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成18年石川県公安委員会告示第111号）は、この告示の施行の日の前日をもって廃止する。

平成27年11月20日

石川県公安委員会

路 線	区 間
1 国道8号	石川県の全域
2 国道157号	石川県の全域
3 国道159号	石川県の全域
4 国道305号	石川県の全域
5 国道359号	石川県の全域
6 主要地方道松任宇ノ気線	石川県の全域
7 主要地方道金沢小松線	石川県の全域
8 主要地方道金沢美川小松線	石川県の全域
9 主要地方道山中伊切線	石川県の全域
10 一般県道森本津幡線	石川県の全域